

条例等立案表

<p>題名 徳島県教育委員会職員服務規則の一部を改正する規則</p>	<p>課（室）名 教育総務課</p> <p>担当者名 吉田 正人</p> <p>電話番号 三二〇八</p>
<p>制定理由 職員の自己啓発等休業制度が設けられたこと等に伴い、所要の改正を行う必要がある。</p>	<p>あらまし 一 職員の自己啓発等休業制度が設けられたこと等に伴い、出勤簿等の様式について所要の改正を行うこととした。 二 この規則は、公布の日から施行することとした。</p>
<p>予算上の措置</p>	<p>考</p>
<p>関係法規 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成十九年徳島県条例第六十五号） 職員の自己啓発等休業に関する規則（平成二十年徳島県人事委員会規則七一七）</p>	<p>備</p>
<p>法規審議委員会</p>	<p>要・否</p>

徳島県教育委員会規則第十三号

徳島県教育委員会職員服務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年四月一日

徳島県教育委員会

委員長 村澤 普恵

徳島県教育委員会職員服務規則の一部を改正する規則

徳島県教育委員会職員服務規則（昭和四十二年徳島県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

様式第5号の(表)中

育児休業

を

育児休業	自己啓発 等休業

に改め、同様式の(裏)中

育児休業

を

育児休業	自己啓発 等休業

に、

育児休業

育児休業

様式第六号その一中

育 児 休 業	
当 期 間 該 分	一 月 一 日 以 降 の 累 計

を

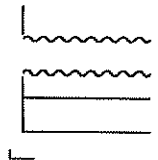
育 児 休 業		自 己 啓 発 等 業	
当 期 間 該 分	一 月 一 日 以 降 の 累 計	当 期 間 該 分	一 月 一 日 以 降 の 累 計

に改める。

を

自 己 啓 発 等 業

に改め、同その一の注の4の(2)中「奨励における心身の鍛練を図るため



職務に専念する義務が免除された」や「職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場

合に取得した特別休暇の」に改め、同様式その二中

育 児 休 業	
降の累計 一月一日以	当該期間分

を

育 児 休 業		自 己 啓 発 等 休 業	
降の累計 一月一日以	当該期間分	降の累計 一月一日以	当該期間分

に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の徳島県教育委員会職員服務規則様式第五号及び様式第六号に相当する改正前の徳島県教育委員会職員服務規則様式第五号及び様式第六号による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

(裏)

職 氏 名	日																															計																														
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	出 在	勤 出	年 次	病 一	気 結	休 公	暇 傷	特 ボ	別 ラ	休 ン	暇 テ	取 ィ	育 ア	子 人	の 理	看 児	護 養	引 他	介 護	無 給	職 務	休 免	除 病	職 傷	育 児	自 己	等 休	部 分	休 業	高 齢	欠 勤
	出 張	研 修	有 給	般	核 心	病	休 暇	分 生	育 児	子 の 看 護	引 他	介 護 休 暇	無 給 休 暇	職 務 免 除 病	職 傷 其 他	育 児 休 業	自 己 休 業	部 分 休 業	高 齢 者	欠 勤																																										

月 計	出 張	研 修	有 給	病 気 休 暇	特 別 休 暇	介 護 休 暇	無 給 休 暇	職 務 免 除	職 傷 其 他	育 児 休 業	自 己 休 業	部 分 休 業	高 齢 者	欠 勤																															
	在 庁	出 張	研 修	一 般	公 傷 病	ボ ラ ン テ ィ ア	分 べ ん	生 理	育 児	子 の 看 護	引 他	介 護	無 給	職 務	職 傷	育 児	自 己	部 分	休 業	高 齢	欠 勤																								
	年 次 有 給 休 暇																																												
	病 気 休 暇																																												
	特 別 休 暇																																												
	介 護 休 暇																																												
	無 給 休 暇																																												
	職 務 免 除																																												
	職 傷 其 他																																												
	育 児 休 業																																												
	自 己 休 業																																												
	部 分 休 業																																												
	高 齢 者																																												
	欠 勤																																												

9

その 1

所属長 認 印	
------------	--

勤務状況報告書 (甲)

年 月 日

徳島県教育委員会教育長殿

出勤簿管理者職氏名



報告書作成者職氏名



対象期間	年 月 日から 年 月 日		所 属 名															
職 氏 名	病 気 休 暇				介 護 休 暇		無 給 休 暇		育 児 休 業		自 己 啓 発 等 休 業		出 張 等	欠 勤		備 考		
	私 傷 病		公 傷 病		当 期 間	一 月 一 日 以 降 の 累 計	当 期 間	一 月 一 日 以 降 の 累 計	当 期 間	一 月 一 日 以 降 の 累 計	当 期 間	一 月 一 日 以 降 の 累 計		当 期 間	一 月 一 日 以 降 の 累 計		当 期 間	一 月 一 日 以 降 の 累 計
	当 期 間	一 月 一 日 以 降 の 累 計	当 期 間	一 月 一 日 以 降 の 累 計														

注 1 この報告書は、第 6 条第 4 項第 1 号から第 3 号までに掲げる期間分の報告をする場合に用いること。
 2 非常勤職員及び臨時的任用職員は、除くこと。
 3 引き続き 7 日以上病気休暇をとっている職員については「備考」欄に、病名、休暇期間及び治療の方法を次の例のように記載すること。
 例 虫垂炎 5月2日～5月22日 入院(通院・その他)
 4 「出張等」欄には、次に掲げる事項を記載すること。
 (1) 第 6 条第 4 項第 1 号に掲げる期間分の報告書にあっては、前年の 4 月 1 日からその年の 3 月 31 日までの出張日数の累計
 (2) 第 6 条第 4 項第 3 号に掲げる期間分の報告書にあっては、職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合に取得した特別休暇の日数の累計

所属長印
認 印

勤務状況報告書(乙)

年 月 日

徳島県教育委員会教育長 殿

出勤簿管理者職氏名

報告書作成者職氏名



対象期間	年 月 日から 年 月 日まで			所 属 名																	備考																			
	職 氏 名	年次有給休暇 繰越休暇 (1月~12月分)		病 気 休 暇		特 別 休 暇 (1月~12月分)										介護休暇		無給休暇		職免 務除		育児休業		自己啓発 等休業		部 分 休 業			欠 勤											
繰越 日数		利用 日数	当 該 期 間 分	一 降 の 累 計 以	当 該 期 間 分	一 降 の 累 計 以	ま つ ら ひ 法	大 体 育 会	婚 姻	妊 娠 障 害	分 べ ん	生 理 休 暇	育 児 休 暇	配 分 者 べ ん	育 児 参 加	子 の 看 護	祭 日	忌 引	ル ッ シ ヲ	そ の 他	当 該 期 間 分	一 降 の 累 計 以	当 該 期 間 分	一 降 の 累 計 以	一 降 の 累 計 以	当 該 期 間 分	一 降 の 累 計 以	当 該 期 間 分	一 降 の 累 計 以	一 降 の 累 計 以	一 降 の 累 計 以	一 降 の 累 計 以	一 降 の 累 計 以							